

区分	☒ 新 規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）														
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設												
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省												
	☒ 県	担当部局	県民文化部、健康福祉部												
	☐ その他	名 称													
件名	8 重度障がい児の緊急的な保護体制の強化について														
提案市	上田市														
提案要旨	児童虐待により重度障がい児が一時保護等の措置となる場合や、虐待に至る前に保護者の負担軽減のため児童の緊急入所などを実施する場合に、速やかに入所先が確保されるよう、受入れ可能な施設及び職員確保について支援の拡充を求めるもの。														
提案理由	重度の障がい児（知的障がいを伴う発達障がいの未就学児）を養護する家庭において、保護者の精神的負担が深刻な状況になり、児童虐待事案へ発展した事案があった。早急に親子の分離が必要な状況であったが、重度の障がい児の宿泊を伴う受入れが可能な施設がすぐに確保できず、受入先の決定までに時間を要した。 この事案を踏まえ、虐待に至る前に、保護者がレスパイト（休息）ができるよう重度の障がい児の受け入れが可能な施設・職員体制を確保しておく必要があるが、特に障がい児の受け入れ枠を市単独で常に確保しておくことは困難な面がある。また、虐待に至った場合でも、児童の安全確保のため一時保護の措置が迅速に図られるよう、次の点について制度の拡充を求めるものである。 1 重度の障がい児（特に未就学児）の緊急的な保護（宿泊）に対応可能な施設を圏域単位等で配置（既存施設の活用を含む） 2 児童相談所の一時保護委託費単価の見直し（値上げ、区分設定等） 3 重度の障がい等により、児童相談所内での一時保護が難しい場合、一時保護委託が迅速に実施できる体制整備（施設確保、職員体制等）														
課題等 現況及び	○現況 ・児童のショートステイ：市内児童養護施設に委託 → 重度障がい児受入困難 ・障がい者の緊急宿泊支援事業：その都度受入先決定→児童の受入困難 ・児童相談所一時保護委託措置費（児童1人につき1日当たり単価） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">区分 \ 保護日数</th><th>5日まで</th><th>6～30日まで</th><th>31日以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児</td><td>5,690円</td><td>1,180円</td><td>1,920円</td></tr> <tr> <td>乳児以外</td><td>4,210円</td><td>1,160円</td><td>1,660円</td></tr> </tbody> </table>			区分 \ 保護日数	5日まで	6～30日まで	31日以上	乳児	5,690円	1,180円	1,920円	乳児以外	4,210円	1,160円	1,660円
区分 \ 保護日数	5日まで	6～30日まで	31日以上												
乳児	5,690円	1,180円	1,920円												
乳児以外	4,210円	1,160円	1,660円												
法令関係	・児童福祉法、児童虐待防止法、障害者総合支援法 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準														